

3-3 全国大学IT活用教育方法研究発表会

本発表会は、文部科学省の後援事業として、教育改善のためのIT活用によるファカルティ・ディベロップメントの振興普及を促進・奨励し、その成果の公表を通じて大学教育の質的向上を図ることを目的として、平成5年度より実施している。また、6年度から本発表会の最優秀賞として、文部科学省より文部科学大臣賞の交付が認められている。発表会の運営・実施は、教育方法研究発表会運営委員会（委員長：東村高良、関西大学）を継続設置し、以下の事業を実施した。

（1）全国大学IT活用教育方法研究発表会の開催と表彰

本発表会の趣旨が申込者に理解されるよう、過去の論文が掲載してあるホームページの所在を募集要項に明示し、発表会での選考ポイントを問題の所在、教育改善の内容と方法、教育実践による改善成果、成果の発展性に改め、発表申込み時に明示することを義務付けた。

選考は、選考基準を保つため例年通り選考委員会を運営委員中心で構成することとし、選考委員の専門外の分野は必要に応じて専門委員を外部から招聘し、専門委員の評価を参考に選考委員が最終的に選考を行うことにした。また、発表内容の質を高めるため、例年通り発表の全日程終了後に参加者を対象とした特別セミナーを実施し、学習者のニーズ分析を基にした授業設計・実施・評価・改善、フィードバックについて事例を通じて紹介することにした。

1次選考は、19年7月7日に55件の発表があり、問題の所在、教育改善の内容と方法、教育実践による改善成果、成果の発展性の四つの視点から選考を行い、9件が2次選考に推薦された。発表会には、発表者を除き173名が参加した。詳細は、資料編【資料12】を参照されたい。

2次選考は、19年9月8日に私学会館を会場に9件の発表があり、選考委員会の結果について運営委員会にて選定の結果、以下の通り「奨励賞」2件を決定し、19年11月26日の第46回総会にて表彰した。

★奨励賞（2件）

「初心者に学習しやすい中国語e-Learning教材」

日本大学理工学部

郭 海燕

「病理学教科における動画教材コンテンツの開発と自学自習向けのWeb配信」

日本歯科大学生命歯学部

佐藤かおり、他2名

(2) 発表会および論文誌発行の運営

1次選考に多くの関係者が参加できるよう、例年同様に過去の発表会参加者や他の行事参加者、本協会の調査回答者、会誌読者に広く呼びかけ、学部長、学科長、FD関連部門をはじめとする関係者、関係機関に配布した。論文の選考に際しては、以下の通り論文執筆規程により対応した。なお、論文の関連内容を電子媒体でも見ることもできるよう、例年同様に執筆者から提供されたソフトや図表、発表スライドなどのデータをCD-ROMに収録し、論文誌に添付した。

全国大学IT活用教育方法研究発表会論文執筆規程（2006年7月改訂）

1. 論文誌刊行の目的

論文誌は、大学（短期大学を含む）の教職員による、情報技術及びこれを活用した教育方法の自主的な研究を促進・奨励し、その成果の発表・評価を通じて大学教育全般の質的向上を図ることを目的として刊行する。

2. 論文誌の編集

論文誌の編集及びこれに掲載する論文（以下、「論文」という）の審査は、教育方法研究発表会運営委員会の組織する論文誌編集委員会（以下、「編集委員会」という）が行う。

3. 論文の内容及び形式

論文は、下の各項に掲げる範囲に属し、かつ未発表の研究又は開発成果を内容とし、有用性・新規性等の点において優れていると評価されるものとする。

- ① 情報技術を活用した教育・学習方法の研究
- ② 情報専門分野の教育・学習方法の研究
- ③ 情報リテラシーの教育・学習方法の研究

4. 論文原稿の書式・提出手続き

論文原稿は、「論文原稿・CD-ROM収録資料の作成要領」の規定する書式に従い、編集委員会の定める期日までに提出しなければならない。

5. 論文の審査及び採否の決定

(1) 論文の採否は、下の各項に掲げる審査の過程を経て、編集委員会が決定し、著者に通知する。編集委員会が不採択と決定した論文については、その理由を著者に通知する。

- ① 全国大学IT活用教育方法研究発表会における研究発表（1次選考）
- ② 提出論文の査読（論文選考）

(2) 採択された論文の掲載形式（「研究論文」又は「研究ノート」等）の別は、編集委員会が決定する。

(3) 論文は次の場合に不採択とする。

- ① 論文の内容が既に公表されたものである場合

- ② 論文の内容が不十分で、有用性が認められない場合
- ③ 論文の構成や文章表現に問題があり、部分的修正では改善の可能性がない場合
- ④ その他、編集委員会が不適当と判定した場合

6. 論文掲載の辞退

論文の著者が何らかの理由があって論文掲載の辞退を希望する場合には、直ちに著者は編集委員会に対し、署名捺印した理由書を付してその旨を申し出なければならない。

7. 著作権等の取り扱い

- (1) 掲載論文及びCD-ROM収録資料（以下、「論文等」という）は、社団法人私立大学情報教育協会（以下、「協会」という）に対して、排他的に無償の利用許諾が無期限でなされたものとして扱う。ただし、利用許諾の範囲は、論文等の複製、翻訳、映像化（翻案）、送信可能化を含む公衆送信に限るものとする。
- (2) 論文等の作成に際して利用した素材およびコンピュータプログラム等については、当該素材等の著作者・著作権者・著作隣接権者等から必要な許諾（送信可能化を含む）をあらかじめ得て、その内容を編集委員会に報告しなければならない。
- (3) 論文等が論文誌に掲載される等の方法で公表された結果、名誉毀損等の民刑事責任を問われることとなった場合には、論文等の提出者のみによって当該紛争を解決しなければならない。協会は、いかなる紛争にも関与しない。
- (4) 論文等を送信可能化する場合、著作者は同一性保持権を行使しないことに同意するものとする。

（３）次年度に向けての改善

20年度に向けて次のように改善することにした。

- ① 選考ポイント4項目のうち、「問題の所在」の説明については、申込者によりわかりやすいように、「問題点が具体的に明らかにされているか」から「客観的なデータなどに基づいて問題点が明らかにされているか」に改める。
- ② 発表の応募資格は、これまでの「教職員」から「教員」に限定する。
- ③ 教育改善のためのIT活用という本発表会の趣旨を申込者に徹底するため、発表申込書に「教育改善の目標」として、基礎学力の向上、学習意欲の向上、達成感の獲得、教育力の向上の選択項目を設ける他に、本発表会が成果の公表の場であることを強調するため、「教育改善成果の確認方法」に関する選択項目も追加する。